

No.	区分	質問内容	回答
1	応募主体	スマートシティの計画全体に関する協議会は既に設立しておりますが、実証実験はこれから立ち上げ協議会と連携する分科会（仮）といったような小規模な組織で実施したいと考えております。 この場合は、協議会の設立を示す書類を提出よろしいでしょうか。	左記の場合は、協議会、分科会それぞれの設立や概要がわかるものをご提出いただくのが望ましいですが、提案者をどちらかに統一いただいた上で、提案者となる組織のみに関わる書類をご提出いただくことでも構いません。
2	応募主体	質問No1の場合、提案様式1は協議会名、提案様式2～4は分科会（仮）名を記載すればよろしいでしょうか。	提案者主体については様式全てで統一をお願いいたします。左記の例の場合は協議会が提案者となることが望ましいかと思えます。
3	応募主体	それぞれ別の協議会で複数の実証が展開されている場合、今回の募集にあたり、単一の自治体が、複数の協議会から申請することは可能でしょうか？	個別の協議会それぞれから提案することができない訳ではございません。 ただし、スマートシティプロジェクトにおいては、「分野横断型」で取り組むことを謳っておりますので、同一エリアを対象にしたプロジェクトであれば、一つの提案としてその関連性も含めてまとめていただくのが望ましいと考えております。
4	記載方法	企画提案書の様式は「様式2、3は2枚以内」とありますが、様式2が2枚以内、様式3が2枚以内との認識でよろしいでしょうか。	その通りです。
5	記載方法	本事業の補助対象とする事業費に制約はございますでしょうか。（例：ソフトウェアの開発費用は補助対象となりえるが、ICT端末等のハード機器費用や車両リース費用は計上することができない等。）	契約形態としては請負契約を想定しており、請負契約においては経費ではなく成果品に対して契約金額を支払いますので、成果品を作成するために必要である実証実験にかかる費用全般が対象となります。（人件費、機器のリース代等含む）
6	記載方法	ICT端末等のハード機器やシステム、ソフトウェアの実証実験終了後の機器の取り扱いについてご教授いただけないでしょうか。	実証実験終了後、撤去することが不適当と考えられる場合は、実証実験実施者において保持・管理することもありえます。
7	記載方法 （様式4）	国等から補助を予定している事業費とは、本事業以外の公募事業・補助金を活用予定の事業費との認識でお間違いないでしょうか。	「プロジェクトの事業費」は実行計画の策定から実行計画に記載していることが実装されるまでに要する費用のことです。 ですので過年度や来年度以降の事業や今回応募しようとする事業も含めて全体の事業費を記載して下さい。 「プロジェクトの事業費」のうち、「国等から補助を予定している事業費」は、本事業を始めた各種公募事業や補助金等とし、「コンソーシアムの負担」はそれ以外の協議会（構成員含む）が行った事業等を記載してください。
8	記載方法 （様式4）	様式4の「プロジェクトの事業費」について、上限の2000万円の内容で記載してよいか	
9	記載方法 （様式4）	コンソーシアムの負担には、過去に自治体が行った委託事業などを含めることは可能か	
10	記載方法 （様式4）	様式4で、コンソーシアムが国費以上の負担があることを示す必要があるが、 ・国費には前年度の実証調査の国費も含まれるのか？ ・他の国の補助金（過年度の区画整理や交通戦略の補助や他省庁補助）も国費に入れるのか、コンソーシアム負担に入れていいのか？	
11	記載方法 （様式4）	来年度以降も実証調査を予定しているが、来年度以降の実証調査を想定している分は国費に入れるのか？	来年度以降で補助メニューが未確定な場合はコンソーシアム負担として計上いただいて構いません。
12	記載方法 （様式4）	様式4のプロジェクト全体の事業費は来年度以降の経費がはっきりしないため、今年度分だけの記載でよろしいでしょうか。	記載が難しい場合は、凡その金額規模のみ記載する、項目のみ記載し金額は記載しないということでもかまいません。ただし、「プロジェクト実施期間を通じプロジェクト全体において同額以上の負担をコンソーシアムが行うこと」が確認できるようにご注意ください。
13	記載方法 （様式4）	コンソーシアム負担の内容を提案書の中に盛りこむべきか	公募要領にあるとおり、様式2には、今回応募する実証実験の金額規模を、様式4には、プロジェクト全体事業費、及びその内訳として国等からの補助を想定している事業費とコンソーシアム単独負担の事業費を明記してください。
14	支援内容	他公募事業へ並行して応募可とされているが、補助頂く対象が異なる前提のうえ、全体コンセプトは同一な内容にて申請を行っても問題ないでしょうか。	補助対象が異なれば問題ございません。
15	支援内容	「1プロジェクトあたり2,000万円を上限」とありますが、プロジェクトで実証実験を2つ行う場合は、その2つの実証実験の経費の合計で2,000万円上限と考えてよろしいでしょうか。	その通りです。
16	支援内容	実証実験の取組内容ですが、「交通・モビリティ」×「健康・医療」等の複数の組み合わせでもいいでしょうか？	1つのプロジェクトの中に位置づけられていれば、複数の実証実験についても支援可能です。

17	支援内容	「プロジェクト実施期間を通じプロジェクト全体において同額以上の負担をコンソーシアムが行うことが必要」とありますが、今回の実証実験単体の経費ではなく、複数年度でその他の実証実験や実装にかかる経費全体に対してコンソーシアムが同額以上の負担をする必要があると考えてよろしいでしょうか。	その通りです。
18	支援内容	支援額の上限：2,000万円ですが、対象経費はどのような項目になるのでしょうか？	提案いただいた「実証実験により得られる成果」を報告いただくために必要な実証実験にかかる経費全般になります。
19	支援内容	1. 公募の趣旨・概要等」の 「(5) 支援事業の選定」に「なお、支援額は1プロジェクトあたり 2,000万円を上限とし、～同額以上の負担をコンソーシアムが行う ことが必要」とありますが、要するに、支援額は事業全体の1/2 (2,000万円上限)ということと解釈してよろしいでしょうか。	支援可能な額は、No.7~10の回答にある「プロジェクトの事業費」における「コンソーシアムの負担」額以下で、かつ2,000万円が上限となります。
20	支援内容	支援額について、コンソーシアム全体で同額以上の負担が必要とあるが、例えば2000万円の支援を頂くことになれば、2000万円以上の負担がコンソーシアムにおいて必要ということか	
21	支援内容	本事業で、データプラットフォームの構築費用を支援いただくことは可能か。	データプラットフォームの整備については、本実証実験以外にも継続的に活用することを前提とする場合、総務省の「データ活用型スマートシティ推進事業」等をご活用ください。なお、本事業においても、実証実験に必要なシステムの試作等については支援が可能です。
22	支援内容	本事業で、MaaSの実証は実施可能か。	MaaSの実証については、スマートシティ関連事業として実施している国交省「日本版MaaS推進・支援事業」もご活用ください。なお、本事業においても、市民生活・都市活動や都市インフラの高度化・効率化等、広く都市・地域に関する課題を解決する取組であれば、支援は可能です。
23	支援内容	一つのプロジェクトの中で、MaaSシステムの整備については総合政策局「日本版MaaS推進・支援事業」、地域活性化の実証実験については本事業という応募は可能でしょうか？	スマートシティ関連事業を活用し、それぞれの実証実験を連携して実施していただくことは問題ありませんが、それぞれ独立した実証調査として実施し、調査報告書を作成いただくことが必要です。
24	事業内容	実証実験の実施期間（契約期間）は、いつ頃からいつ頃までになりますでしょうか。	契約期間は8月～令和3年3月末までを予定しております。その期間内に実証実験を実施ください。
25	事業内容	例えば「オンライン診療」等、医療単一分野の実証も可能でしょうか。あるいは、モビリティや防災など、都市基盤分野との組合せが求められますでしょうか。	実証実験は単分野の取組でも問題ありません。応募にあたって併せて提出いただくスマートシティ実行計画において、都市の課題に対し単分野のみではなくモビリティや防災等の他の技術、都市における人々の活動など他のデータとの連携を含めた課題解決の手段として位置づけられているとなおよいと考えます。
26	事業内容	コロナ禍により協議会開催が遅れており、現時点でまだ承認を得られておりません。そこでご質問ですが、6月末の応募の際には、あくまで予定として応募させていただく場合がございますが、それでもよろしいでしょうか？また、応募後実証実験の実施エリアが変更になる場合もございますが、それでもよろしいでしょうか？	実証実験の大枠の実施内容が変わらない範囲であれば、実施箇所の変更など軽微な変更は問題ございません。
27	事業内容	実証実験開始は10月から翌年3月までを想定しておりますが、もしコロナ禍の影響等により使用禁止措置等、実証実験の開始時期に変更が生じる場合がございますが、それでもよろしいでしょうか？もし開始時期が遅れた場合でも、実証実験は3月末までとする必要がございますでしょうか？	開始時期の変更については問題ございません。ただし、実証実験の終了時期については、原則として契約の後期（3月末）までに終了し、報告書を提出する必要があります。
28	採択	今回実証実験項目としまして、いくつかの事業を予定しております。提案様式の中では、協議会として各事業への補助金額予定を記載すると思うのですが、補助対象は、全項目を1つの事業と見て補助されるのか、取組の項目毎に補助に値するが審査されるのか、どちらでしょうか？	全項目を1つの事業として見たもの（様式1の実行計画）」と「R2年度に行う実証実験（様式2,3）」の両方を評価した上で、採択については「プロジェクト全体（様式1）」単位で採択の可否を判断します。支援額および支援対象の内容については、採択後、各コンソーシアムとの調整になります。
29	採択	今年度は10事業程度が採択予定とのことですが、昨年度の先行モデル事業（15地区）も含めて改めて全地区の中から10地区程度が選定されるという理解でよろしいでしょうか？	ご理解いただいておりますとおり、昨年度の先行モデルプロジェクトと今回公募により選定するプロジェクトの中から10事業程度について支援予定です。
30	契約	知財権、著作権等は実証終了後、各企業に帰属することになりますでしょうか。	今年度も昨年度と同様に請負契約による支援を想定しており、仕様書に基づく「成果品」については、国に帰属します。成果品としては、公募要領にも記載の「目指すべきスマートシティに向けて本実証実験で実証したい仮説及び具体的な検証方法、それにより得られる他都市に展開可能な一般化された知見」が記載された報告書等を想定しています。

31	契約	各社の予定稼働工数を申請時に、稼働実績（業務日誌）等を清算時に、示す必要はございますでしょうか。	請負契約を想定していますので、業務完了時の精算はございません。 大きく契約内容に変更が生じる場合には、変更契約の可能性はございます。
32	契約	人件費の根拠として、各社の官公庁向け人件費単価を提出する必要はございますでしょうか。	契約時には見積もりの算出根拠の提出をいただきます。
33	契約	外注費を計上する際に制約等はございますでしょうか。	主たる業務は外部委託できません。また、主たる業務の範囲外においても業務金額の5割を超えて再委託することはできません（軽微な業務を除く）。スマートシティの取り組みを進める中で代替性が説明できない業務については、契約前にコンソーシアムに加入頂くようお願いします。
34	契約	外部委託の際の業者選定には相見積もりが必要になりますでしょうか？	外部委託については国交省に相見積もりを提示する必要はありませんが、外部委託先の見積もりは契約後再委託承諾申請書により提出が必要です。
35	契約	応募主体の代表として自治体が契約を行うことは可能でしょうか。	可能です。なお、契約形態については通常の請負契約を想定しておりますので、自治体内においても契約代表者となるのが可能であるのか事前に確認をお願いいたします。